

北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） よくある質問（Q&A）

1. ベビーシッター事業者について

Q1 どのベビーシッター事業者を利用すれば良いでしょうか？

A1 東京都福祉局「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」から事業者を選び、事業者と契約のうえ利用してください。
また、東京都が定める要件を満たしたベビーシッター（個人）であることをご確認ください。認定事業者一覧に記載されていない事業者、要件を満たさないベビーシッターを利用した場合は助成対象外になりますので、ご注意ください。

Q2 ベビーシッターを利用する際に注意することはありますか？

A2 事業者と契約する際に、こども家庭庁が示す『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をご確認ください。

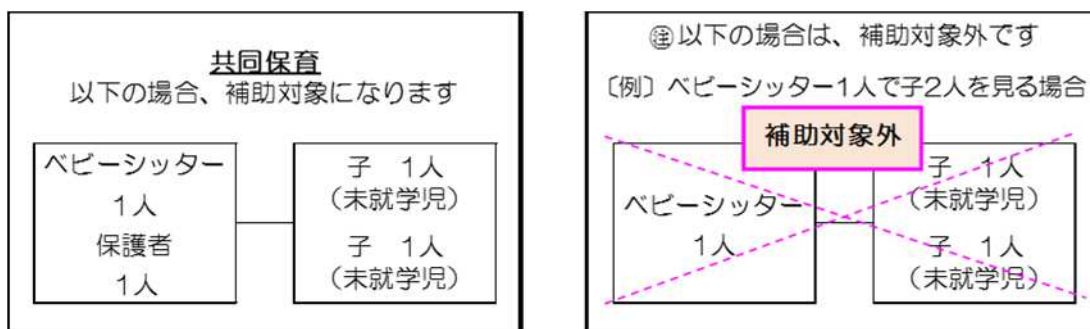
Q3 ベビーシッターを利用する前に区役所に提出する書類等の手続きはありますか？

A3 とくにありません。
ベビーシッター利用後に区役所に補助金の請求手続きをおこなってください。

2. 共同保育について

Q4 「共同保育」とは何ですか？

A4 共同保育とは、保護者がベビーシッターと一緒に保育をすることを言います。
以下を参考にしてください。
なお、保護者がテレワークで仕事をする場合、外出する場合や家事を行うなどは原則どおり児童1人に対しベビーシッター1人の配置が必要になります。ベビーシッター1人で、お子さん2人を保育する場合は補助対象外になりますのでご注意ください。



※小学生以上の兄弟がいる場合、保護者が契約において同意し、かつ未就学児と同数のベビーシッターを手配していれば、未就学児にかかる金額のみ補助対象になります。

Q5 共同保育をしている場合、他の兄弟姉妹の保育をすることはできますか？

A5 契約により共同保育をする場合、ベビーシッターが1人でも兄弟姉妹の保育が可能です。

Q6 きょうだい3人（全員未就学児）で利用する場合、助成対象になりますか？

A6 児童3人に対してベビーシッター3人の派遣が必要です。
なお、共同保育を行う場合は、ベビーシッター1人でも助成対象になります。
利用内訳表は児童ごとに作成してください。

3. 補助金の申請について

Q7 ベビーシッター事業者が発行した領収書の名前と、補助金申請者の名前は同一でないといけませんか？

A7 同一世帯の方であれば、領収書の名前と申請者の名前は同一でなくてかまいません。

Q8 提出日までに領収書の発行が間に合わない場合はどうすれば良いですか？

A8 先に請求書や利用内訳表等の利用した金額や時間がわかる書類を提出してください。領収書は発行され次第提出してください。

Q9 申請期限を過ぎてしまった場合は申請できませんか？

A9 同じ年度内であれば遡って申請できます。
ただし、前年度分の申請は受付できません。第4回目の提出期限を過ぎた前年度以前分については補助できませんのでご注意ください。
原則四半期ごとの申請になりますので、できるだけ利用時期の対象になる提出期限内に申請をお願いします。

Q10 交付された補助金は所得税の課税対象になりますか？

A10 課税対象にはなりません。本事業の補助金は非課税対象です。

Q11 補助金交付額はどのように決定しますか？

A11 補助金額は以下のとおり算定しております。
①月ごとに保育料と保育時間を合計します。割引額がある場合、はじめに交通費等の対象外経費に充て、なお残額がある場合は保育料から差し引きます。
②1時間未満を切り捨てた保育時間に2,500円（夜間は3,500円）を掛けた金額と、保育料の合計とを比較して低い方の金額を月別補助額とします。
③四半期ごとの月別補助額を合計し、100円未満を切り捨て、補助決定額とします。

～算定例～

利用日	利用開始時間	利用終了時間	利用時間	保育料	交通費	割引額	合計
4/21	10:00	13:00	3.0	6,600	800	0	7,400
4/28	10:00	15:30	5.5	12,100	800	0	12,900
4/29	14:00	19:00	5.0	11,050	900	0	11,950
合計			13.5	29,750	2,500	0	32,250

上記の場合は、月別補助額は **29,750円** になります。

(13.5時間を13時間とし、13時間×2,500円=32,500円 > **保育料の合計 29,750円**)

利用日	利用開始時間	利用終了時間	利用時間	保育料	交通費	割引額	合計
5/10	13:00	22:00	9.0	24,500	800	2,000	23,300
5/15	11:00	16:30	5.5	12,100	800	0	12,900
合計			14.5	36,600	1,600	2,000	36,200

上記の場合は、月額補助額は **35,000円** になります。

・14.5時間を14時間とし、14時間×2,500円=35,000円 < 保育料の合計 35,400円
・5月10日は、割引額を先に交通費に充て、残りの割引額1,200円を保育料から差し引き、23,300円になります。

4月と5月の月別補助額の合計 64,750円 ((4月)29,750円+(5月)35,000円) から100円未満を切り捨てし、**64,700円**が補助決定額となります。

4. 補助対象経費について

Q12 月会費に毎月 1 回目の保育料が含まれている場合、助成対象になりますか。

A12 原則、月会費は助成対象外です。なお、月会費に毎月 1 回目の保育料を含むときは、実際に利用のあった場合に限り、月会費を助成対象とみなします。ご申請の際は、①該当の利用会の領収書、②該当の利用明細書、③該当の利用回分の月会費を支払ったことがわかる領収書を提出してください。

Q13 自宅以外で利用する場合は、助成対象になりますか。

A13 保育場所は問いませんので、自宅以外での保育料金が基本保育料に含まれる場合は、助成対象です。オプション料金として料金が加算される場合は、助成対象になりませんのでご注意ください。

Q14 オプション料金は助成対象になりますか。

原則、オプション料金は助成対象外です。ただし、北区では以下のとおり、一部のオプション料金については、助成上限額の範囲で保育料に含めて算定します。いずれも領収書にオプション内容が明確に記載されていることが必要です。「オプション料金」としか記載がなく、オプション内容がわからない場合は助成対象外とします。

取扱い	オプション料金の内容
A14 助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯オプション（早朝・深夜加算等） ・休日オプション（土日・祝日・年末年始加算等） ・延長保育料金（当日延長加算等） ・病児・病後児保育に係るオプション ・共同保育に係るオプション（2人預かる場合の加算等） ・児童の状況によるオプション（新生児加算・多胎児加算等） ・沐浴・入浴補助に係る料金
条件付き助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎料金（交通費に含まれる場合は助成対象外） ・月会費（月会費に1回分の保育料を含み、実際に利用があった場合に限る）
助成対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・予約に係る料金（当日予約等） ・事前面談料金 ・交通費に係る料金（遠方オプション等）